

特別支援学級における指導の充実に向けて (1)

－新しく特別支援学級の担任となった先生へ－

平成27年3月
群馬県総合教育センター

目 次

はじめに	1
1 特別支援教育における多様な学びの場と適切な指導・支援	1
2 特別支援学級における指導	3
(1) 特別支援学級の法的な位置付け	
(2) 特別支援学級の教育課程	
3 個別の教育的ニーズに応えるために	8
(1) 自立活動の指導	
(2) 自立活動における実態把握	
(3) 自立活動における指導目標の設定と指導内容の設定	
おわりに	11
資料1 「特別支援学級における障害の種類及び程度」	12
資料2 「自立活動の指導」	13

はじめに

平成19年に特別支援教育が法制化されて以降、小・中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあります。群馬県においても、特別支援学級の設置数・在籍者数は平成19年度の593学級1633人から、平成26年度は740学級2424人へと増加しています。

このことは、特別支援教育への理解が深まり、子どもの可能性を伸ばせる手厚い教育を求める保護者が増えてきたことなどが背景にあると考えられます。また、これまで以上に、特別支援学級における一人一人へのきめ細かな指導への期待が高まっている現れとも受け取れるのではないのでしょうか。一方、学校では初めて特別支援学級を担当する先生が増え、障害のある子どもたちに何をどのように指導すればよいか不安を感じている現状もあります。

そこで、特別支援学級の教育課程の編成や自立活動の在り方について分かりやすく整理し、初めて特別支援学級を担当する先生方がその意義等について理解を深められるようにしたいと考え、本資料を作成しました。

本資料が、特別支援学級における指導の充実の一助になることを願っています。

1 特別支援教育における多様な学びの場と適切な指導・支援

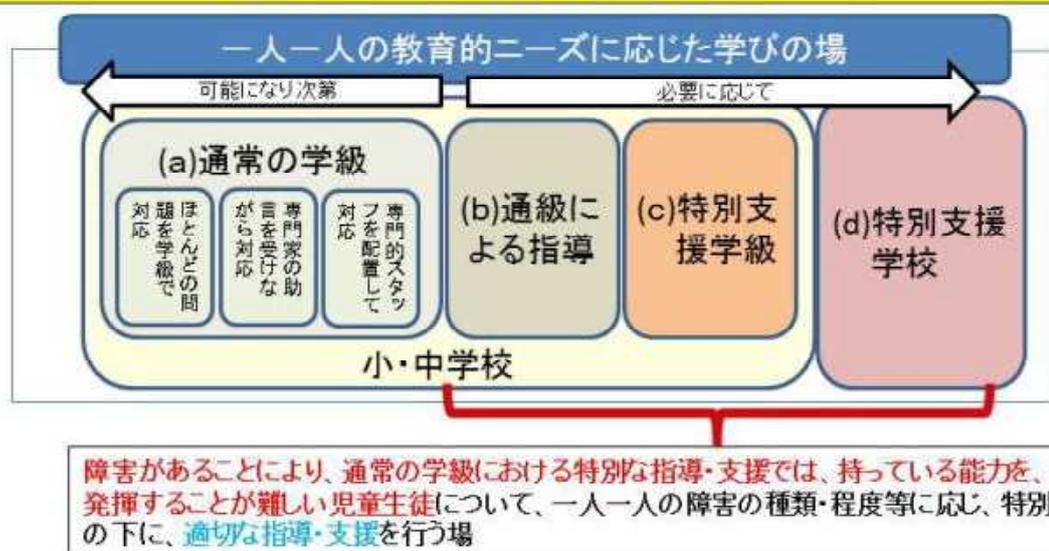
近年、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*の構築のために必要不可欠な、特別支援教育の着実な推進が求められています。インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備が進められてきているところです。これらの仕組みの中で、小・中学校における(a)通常の学級、(b)通級による指導、(c)特別支援学級、及び(d)特別支援学校は、連続性のある「多様な学びの場」として位置付けられ、それぞれの役割と機能を発揮することが求められています(図1)。

この連続性のある多様な学びの場に位置付けられる特別支援学級は、障害があることにより、通常の学級における特別な指導・支援では、持っている能力を十分に発揮することが難しい児童生徒について、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、より適切な指導・支援を行う場として設置されています。

つまり、児童生徒の障害の特性に応じた、より一層きめ細かな特別の配慮や、学習や生活における困難さを改善・克服する個別の教育的ニーズに的確に応じる指導が求められているといえます。

※参考「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

多様な学びの場と適切な指導・支援



対象



○特別な配慮に基づいた環境があれば、自分の持っている力を発揮することができる児童生徒



○個々の障害により、つまづきや発達の違い、偏りが生じ、学習や生活に困難を抱えている児童生徒



適切な指導・支援

障害の特性等に応じた、より一層きめ細かな配慮

一人一人の教育的ニーズにより的確に応えることのできる指導・支援

図1 多様な学びの場と適切な指導・支援

このことは、例えば、難聴の子どもにとっては、補聴器等で聴力の改善が図られるとしても、聞こえにくさの程度によっては、通常の学級における特別な支援だけでは十分な学習を行うことが難しい場合があります。その子が自分の力を発揮して十分に学習を進めていくためには、教師が、顔と口をしっかりと見せて、ややゆっくりめにはっきりと話して内容の理解を支援したり、絵や写真、具体物、身振り、文字、図式等、視覚的な手掛かりを用意したりするなどして、障害特性に応じた、通常学級でできる以上のきめ細かな特別な配慮が必要となります。

また、補聴器等で聞こえの状態が大きく改善されたとしても、補聴器や人工内耳を適切に装用したり、成長の過程で十分に身に付けることができなかつた聴く態度を学んだり、聴き取りの仕方を学んだりする必要が生じることがあります。この「補聴器や人工内耳を適切に装用すること」や「聴く態度を身に付けること」は、その子の学習や生活上の困難さを改善・克服していく上で必要な、個別の教育的ニーズとなります。

特別支援学級は、以上のような児童生徒一人一人の障害特性に応じたきめ細かで特別な配慮が提供できる場であり、障害に起因した、その子の個別の教育的ニーズに応える指導・支援が提供できる場でもあるのです。

2 特別支援学級における指導

特別支援学級において、児童生徒の持っている能力が十分に発揮できるきめ細かな特別な配慮と、個別の教育的ニーズによりの確に答える指導・支援を行っていくためには、どのようにすればよいのでしょうか。

これらを理解するためには、特別支援学級の法的な位置付けやその対象、特別支援学級の教育課程について学ぶ必要があります。

(1) 特別支援学級の法的な位置付け

特別支援学級は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、必要に応じて小学校や中学校に設置されるものです。その設置については、学校教育法第81条第2項において規定されています(図2)。また、その対象となる障害の種類及び程度については「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(文部科学省：平成25年10月4日)において示されています(図3、資料1)。

学校教育法

〔特別支援学級〕

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者

6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

図2 学校教育法における特別支援学級の規定

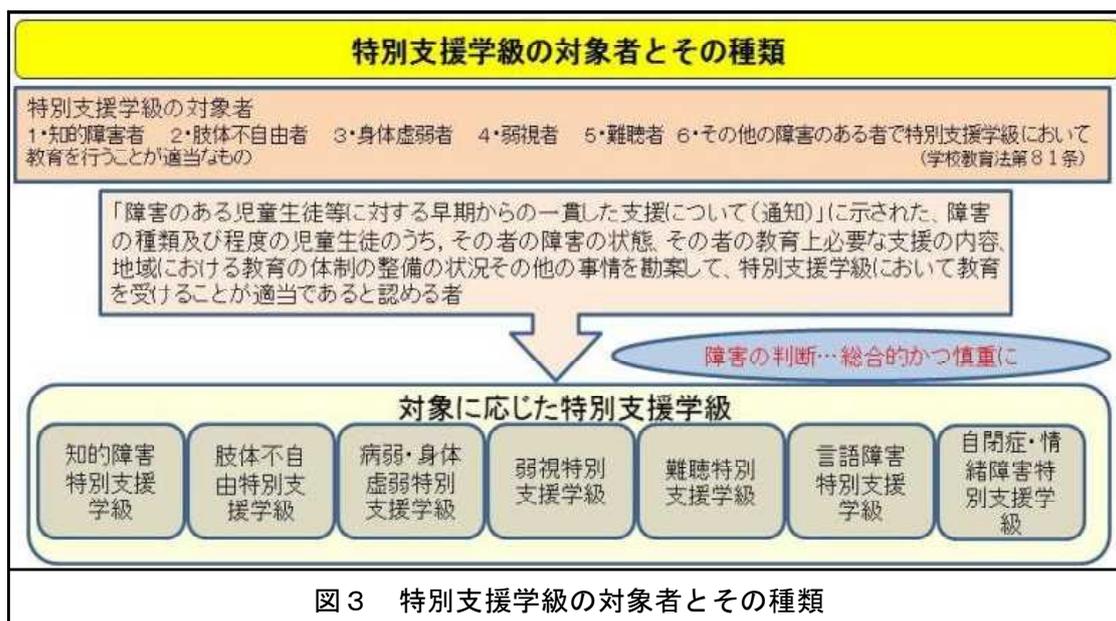


図3 特別支援学級の対象者とその種類

(2) 特別支援学級の教育課程

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達や各学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。特別支援学級の教育課程も、学校において編成される教育課程の一つであり、特別支援学級における根幹をなす教育計画です。しかし、特別支援学級は、通常の学級における特別な配慮や指導・支援では、持っている能力が、十分に発揮することが難しい児童生徒のために編成された学級であり、通常の学級と同じ教育課程を適用することは適切でないと考えられます。そのため、特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則により「特別の教育課程」を編成することが認められています。特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、障害のある児童生徒の特性にふさわしい教育課程を編成していくことが重要になります。

①教育課程編成の手順（図4）

手順1 実態把握

特別支援学級において、適切な教育課程を編成していくためには、児童・生徒の障害の状態や発達の段階、特性、地域や学校、特別支学級の実態等を把握しておくことが大切です。中でも、特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態や特性等は様々ですから、一人一人の実態を的確に捉えておくことが大切となります。そのためには、丁寧な行動観察や諸検査（図5）によって客観的な把握をおこなったり、一人一人の興味や関心、生活の様子等、幅広い観点から実態を把握したりして、児童生徒の姿が見えるように整理していくことが重要です。

そして、地域や学校、特別支学級の実態等も把握しておくことで、調和のとれた教育課程を編成することができるようになります。

手順2 特別支援学級の教育目標の設定

各学校の教育目標に沿って、特別支援学級における教育目標を設定します。この際、目標が児童生徒や地域・学校の実態に即したものになっているか、評価が可能な具体的なものとなっているか等についても留意する必要があります。

また、特別支援学級では、学級全体の教育目標に沿って、児童生徒一人一人の個別の目標を設定しておくことが大切です。

手順3 指導内容の選択・組織

各学級の教育目標に即して指導内容を選択・組織していきます。この際、選択・組織していく指導内容の抛り所は、小学校及び中学校の学習指導要領が原則となります。しかしながら、特別支援学級は、障害のある子どもを対象とする学級ですから、障害の種類や程度、生活経験の不足等により、通常の学級と同じ内容、同じ配列、同じ時数の計画では学

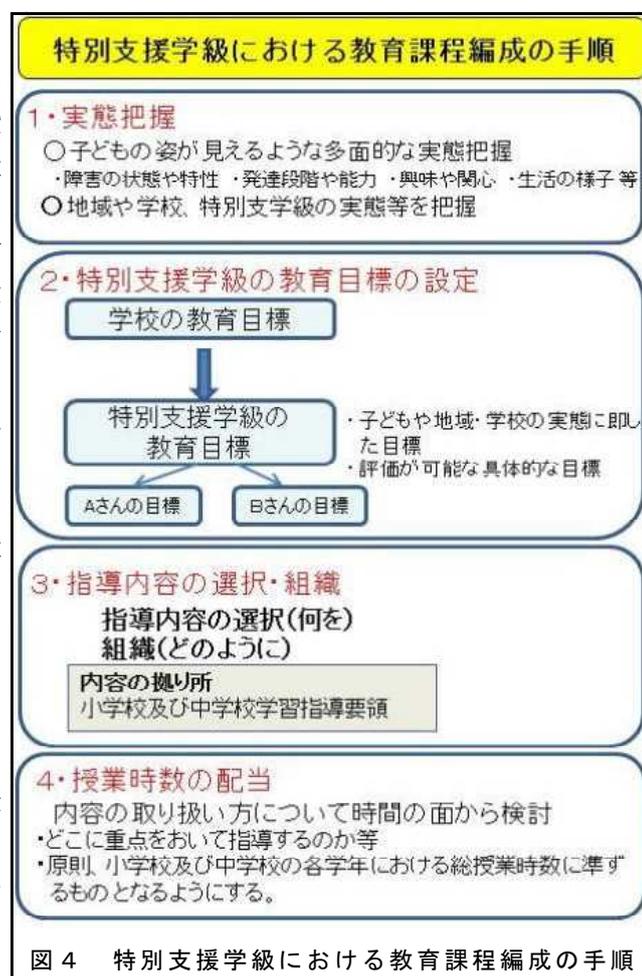


図4 特別支援学級における教育課程編成の手順

習が難しい場合もあります。このような場合には、基礎的・基本的な内容を明らかにするなどして、指導内容を精選したり、内容の組織や指導の形態を工夫したりする必要が生じます。このように指導内容を選択・組織することで、子どもに「何を（指導内容の選択）」「どのように（組織）」指導するかを明らかにしていきます。この過程を丁寧に行うことは、一人一人の実態に応じた指導を行う上で欠かせないものとなります。また、そのためには、個々の児童生徒の的確な実態把握と、一人一人の教育的ニーズが把握されていることが何よりも大切です。

手順4 授業時数の配当

指導内容の選択・組織ができた後は、これに授業時数を配当します。時数を配当するためには、何の学習にどれだけの時間をかけて指導するのかを検討することになります。この検討は、指導内容の取り扱い方について、時間の側面から検討することになるのです。これにより、「何を（指導内容の選択）」「どのように（組織）」「どれくらいの重点を置いて（時数の配当）」が位置付けられ、より具体的な指導計画の立案へとつながっていくのです。

しかし、ここで留意しなければならないのは、特別支援学級における総授業時数は、原則、小学校及び中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとなるようにするということです。授業時数を配当するに当たっては、「小学校(中学校)学習指導要領第一章総則第3 授業時数等の取扱い」に留意事項が示されています。

実態把握における心理検査

実態把握の一つとして、各種の心理検査を行うことがあります。実態把握における心理検査は、検査結果の数字を出すことが、主目的ではありません。子どもとの関わりの中でつかんだ特性を裏付けたり、全般的な認知発達の程度や認知能力の特性等を捉えたりするために心理検査を行うことが大切です。

心理検査を行うに当たっては、子どものどんな側面について検査を行おうとしているのか、目的をはっきりとさせることや検査の結果から子どものつまずきを理解して支援に生かしていこうとする姿勢が大切になります。

また、検査中に子どもが見せる姿(例：困難さに向かいどう立ち向かおうとするか、どれくらい集中できるのか)も、指導に生かせる実態把握につながります。

主な心理検査

知能・認知検査	発達検査	行動・社会性に関する検査	その他
田中ビネー知能検査 V WISC-IV 知能検査 K-ABC II DN-CAS 認知評価システム	遠城寺式乳幼児分析的発達検査 津守式乳幼児精神発達検査 新版K式発達検査	新版S-M 社会生活能力検査	ITPA 言語学習能力検査 フロスティック視知覚発達検査

※ 検査を行うに当たっては、事前に保護者に説明し、了承を得ることが必要です。その際には、子どものつまずきや困難さに共感しながら、指導や支援のヒントを見つけていこうとする姿勢を示すことが大切です。

図5 実態把握における心理検査

②特別の教育課程

特別支援学級は、通常の学級における特別な配慮や指導・支援では、持っている能力を、十分に発揮することが難しい児童生徒のために編制された学級です。したがって、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではなく、障害のある児童生徒の特性にふさわしい教育課程が必要となります。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と特別の教育課程を編成できることが示されています。これは、特に必要がある場合は、小学校（中学校）の教育課程、各学年における各教科等の授業時数、学習指導要領の規定によらずに、特別の教育課程を編成できることを示しているものです。

また、「小学校（中学校）学習指導要領解説総則編 第3章 第2節3 その他の教育課程編成の特例（1）「特別支援学級の場合」においては、特別の教育課程について次のように詳しく述べられています。

「特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

ここからは、次に示すような、特別の教育課程を編成する際の留意点が読み取れます。

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しても、その教育課程は、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成するものでなければならない。
- 特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることができる。
- 実情に合った教育課程を編成する必要がある。

特別の教育課程を編成し、一人一人の障害の種類・程度等に応じた、適切な教育を行うためには、以下のような点を押さえていく必要があります。

- 特別支援学級に在籍している児童生徒は、個別の教育的ニーズがあり、それに的確に応える指導の場、学習を保障していかななければならない。
- 特別支援学校の教育課程において、特別に設けられた指導領域であり、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」の指導を取り入れることが重要であり、基本となる。

また、知的障害特別支援学級の場合、知的発達の遅れという特性に応じた教育課程を編成していくためには、各教科を特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示された知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなどして、適切な教育課程としていくことが求められます。

特別の教育課程を編成するに当たっては、次のような教育課程が編成することができる
と示されています。

- ① 小・中学校当該学年の各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動、+ 自立活動
- ② 小・中学校下学年の各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動、+ 自立活動
- ③ 知的障害特別支援学校の各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、+ 自立活動

特別支援学級の教育課程を編成するに当たって大切なことは、まず、小学校若しくは中学校の当該学年の教育課程に準ずることを原則とし、子どもの障害や発達段階に応じて特別の教育課程を編成しなければならないということです。そして、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮して、上記の①～③を適切に組み合わせることや、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を、特別の教育課程に位置付けることが重要です。

しかし、特別支援学級の子どもの実態は、特別支援学校の子どもの実態とは異なりますので、安易に、特別支援学校の教育課程をそのまま取り入れればよいといったことにならないように留意する必要があります。

以上のことをまとめると、特別支援学級の教育課程の概要は図6のようになります。

特別支援学級における教育課程の編成は学校の創意工夫に任せられている側面が極めて強く、それだけに責任も大きいものになっています。

この責任に応えるためには、特別支援学校の教育課程の特色を理解するとともに、子どもの実態を的確に把握し、必要な教育内容を選択、組織していくといった教育課程編成の手順についても理解を深めておくことが大切です。

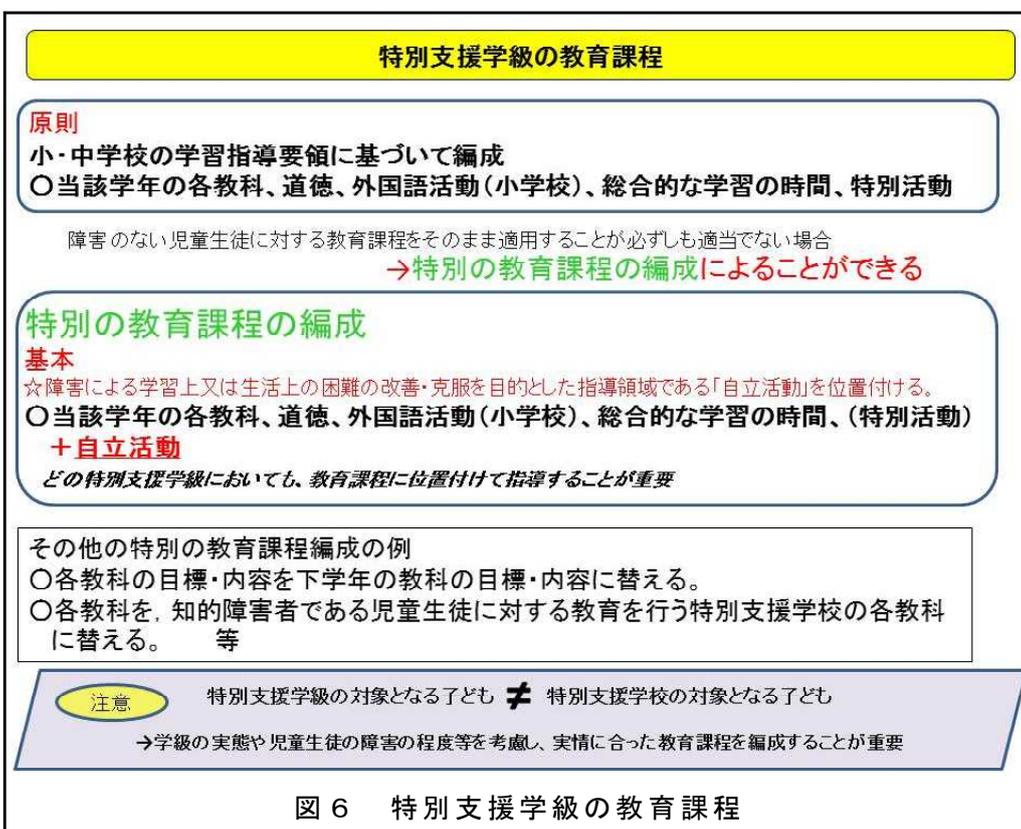


図6 特別支援学級の教育課程

3 個別の教育的ニーズに応えるために

(1) 自立活動の指導

「自立活動」は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域ですが、個別の教育的ニーズのある子どもたちが在籍する特別支援学級においても、この「自立活動」を教育課程に位置付けて指導することがとても大切です。

自立活動の目標は、特別支援学校学習指導要領に以下のように定められています。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

また、「自立活動」は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体（各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動）を通じて行います(図7)。

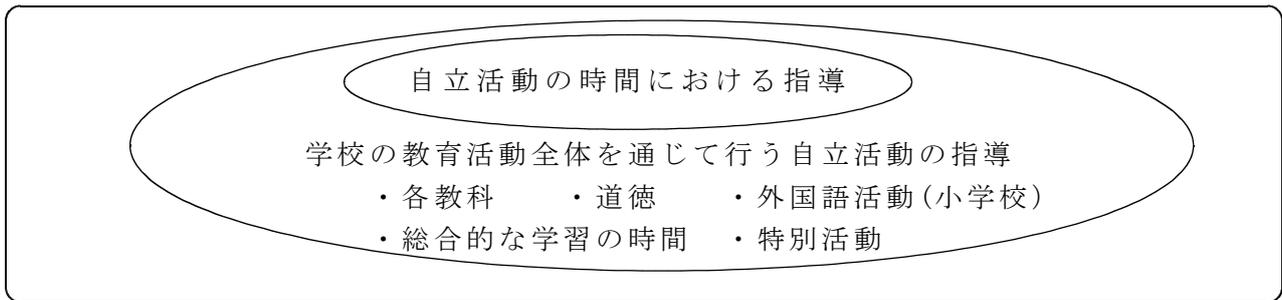


図7 学校の教育活動における自立活動の考え方

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素が六つの区分の下に分類・整理されています(資料2「自立活動の指導」参照)。また、小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容ですが、自立活動の「内容」は、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものであり、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに留意する必要があります。

(2) 自立活動における実態把握

図8は、平成26年度に当センターが小・中学校の特別支援学級新任者を対象に行ったアンケート調査の結果の一部です。これを見ると、新任者の6割以上が、「自立活動」の指導に難しさを感じていることが分かります。また、自

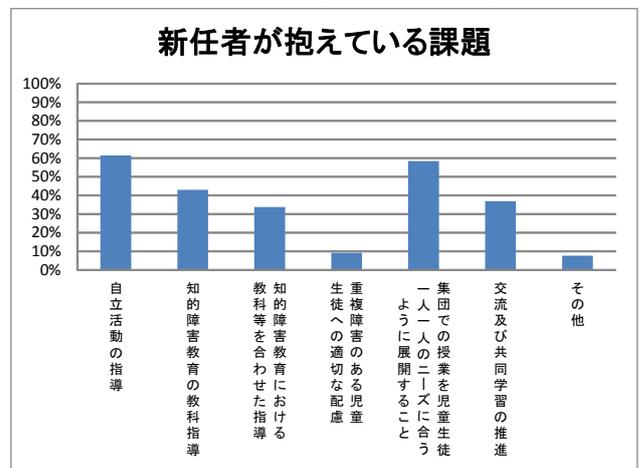


図8 新任者が抱えている課題

由記述には、「自立活動で何を教えればよいのか分からない」、「どのように指導計画を立てればよいのか分からない」といった意見が多くが見られました。

これらの戸惑いを解消するためには、その子にとっての学習上又は生活上の困難さとは何か、その困難さを改善

・克服するために身に付けなければならないことは何か等、児童生徒の現在の姿を正しく理解し、児童生徒のつまづきや困難さの原因を把握する必要があります。これらを把握するためには、丁寧な行動観察や諸検査による客観的な把握が必要であり、この作業が実態把握の一部となります。

しかしながら、これらの作業を行う際、児童生徒のつまづきや困難さだけに着目すると、課題ばかりが増えてしまい、実際の指導においては、児童生徒に苦手なことだけを強いる結果となることがあります。障害のある子が自立的、主体的に生きていけるようにするためには、自分のよさを十分に理解し、自分の得意な能力を生かして、苦手なことや困難なことを克服していく指導を計画することが大切です。実態把握を行うに当たっては、一人一人のよさについても着目し、そのよさの要因も把握しておきましょう。

また、一人一人の個別の教育的ニーズに応える指導を実現するためには、行動観察や諸検査等の客観的な側面から把握すると同時に、何よりも本人・保護者がどのような願いや希望を持っているのかを把握することが大切です。そして、その子の将来の生活を考えるといった長期的な視点を持つなど、多面的・総合的な視点から実態把握を行う必要があります(図9)。



図9 実態把握の視点と留意点

(3) 自立活動における指導目標の設定と指導内容の設定

的確な実態把握により、児童生徒の全体像が把握できたら、次は、指導目標を設定し、その子に必要な具体的な指導内容を設定します。

指導目標の設定に当たっては、年間の指導目標を達成する道筋となるように、学期ごとの指導目標との関連を図ることが大切です。また、問題点の課題だけではなく、よい面を伸ばすといった視点からも目標を設定していくことで、児童生徒が主体的に取り組む授業につながります。指導目標は具体的で、系統的なものとなるように設定し、的確な評価や授業改善につなげていきましょう。

指導内容の設定に当たっては、「自立活動」にある区分等を参考にしながら、目標に基づいた具体的な指導内容を設定していくことが大切になります。

そのためには、以下のような手続きで設定していきます（図10）。

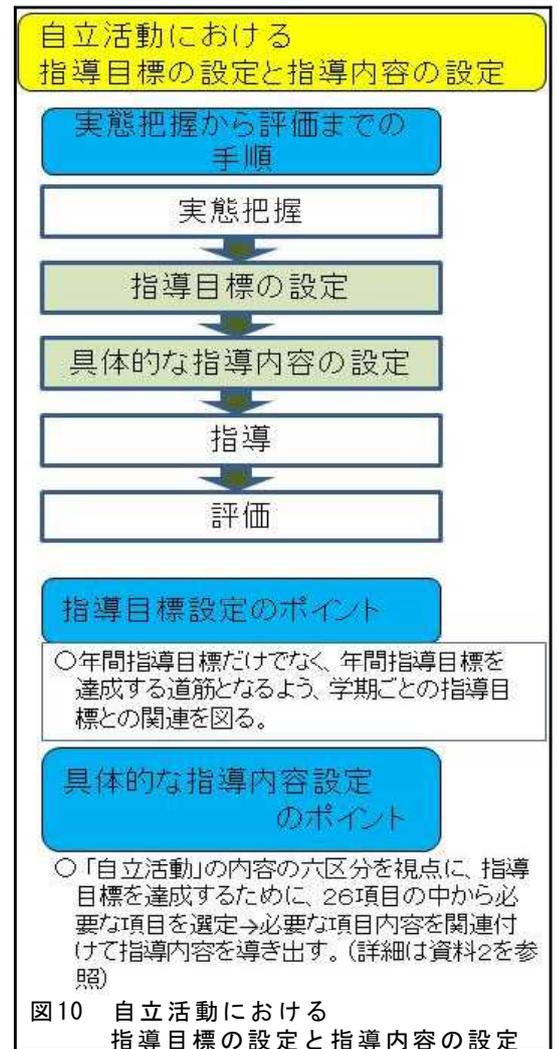
- ① 実態把握を基に、学習上又は生活上の困難を改善・克服するという観点から、優先する指導目標を決める。
- ② 「自立活動」の内容の六区分を視点に、指導目標を達成するための必要な項目を設定する。
- ③ 整理した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定する。

（資料2「自立活動の指導」Ⅱ具体的な指導内容の設定 参照）

また、具体的な指導内容の設定に際しては、以下の点に配慮しましょう。

- 主体的に取り組む指導内容
 - 興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容
- 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
 - 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容
- 遅れている側面を補う指導内容
 - 発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容
- 自ら環境を整える指導内容
 - 活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容

自立活動の指導は、個々の児童生徒の実態に即して、それぞれの指導目標や具体的な指導内容を工夫することが必要です。教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっていると考えるのではなく、個々の児童生徒の実態に即して、一人一人に必要な内容を導き出し、組み立てていくことが求められる指導であることに留意することが大切です。



おわりに

特別支援学級の指導を充実させるためには、これまで述べてきたように、学級の果たす役割や特別の教育課程等について理解する必要があります。

初めて特別支援学級の担当になった先生方にとっては、通常の学級ではなかった、「自立活動」の指導や教育課程編成の特例等、戸惑うことが多々あり、これらのことについて、初めから熟知して指導に当たることはそうたやすくできるものではないかもしれません。しかし、改めて、この学級だからこそ、この子たちが十分に力を発揮できるのだと、特別支援学級の役割を捉え直すことができれば、難しく感じていた自立活動の指導や個別の指導計画の意義等も理解しやすくなり、創意工夫して授業に取り組めるようになると考えています。

本資料が初めて特別支援学級を担当する先生方の戸惑いを解消し、指導の充実に資するものとなれば幸いです。

資料1 特別支援学級における障害の種類及び程度

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省：平成25年10月4日）より一部抜粋

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

資料2 自立活動の指導

I 自立活動の内容（六区分と26項目）

1 健康の保持増進

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

II 具体的な指導内容の設定

中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している生徒A（中学3年生）を例にして、実態把握から具体的な指導内容までを考えてみます。

(参考例)

1 子どもの実態把握

○障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報を収集する。

○収集した情報を基に障害による学習上又は生活上の困難などを整理する。



- ・数学の基礎的な学習に意欲的である。
- ・高校への進学を希望している。
- ・情緒が不安定になることがある。
- ・友達の視線が気になり、コミュニケーションがとりにくい。
- ・集団への参加に強い不安を抱えていて、交流及び共同学習には参加できない。
- ・コンピュータに強い関心がある。

2 指導目標の設定

○学習上又は生活上の困難さを改善するという観点から、優先する目標を決める。



- ・目標①
自分のよさに気づき、気持ちを安定させて過ごすことができる。
- ・目標②
相手の考えや気持ちを受け止めたり、自分の考えや気持ちを伝えたりすることができる。

3 具体的な指導内容の設定

	1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
26項目の中から選定された項目		・情緒の安定に関すること	・他者の意図や感情に関すること ・集団への参加の基礎に関すること			・状況に応じたコミュニケーションに関すること

具体的な指導内容	・自分の得意なことを生かして課題をやり遂げること 目標①との関連	・相手の言葉や表情、身振りなどから、相手の意図や感情をとらえ、場に応じた適切な行動をすること 目標②との関連	・話し言葉以外のコミュニケーション手段も活用して、友達や教師と意思の交換をすること 目標②との関連
----------	---	---	--